

議案第 22 号

橋本市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について

橋本市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 13 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例

橋本市国民健康保険事業基金条例(平成 18 年橋本市条例第 95 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 <u>保険税水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、橋本市国民健康保険事業基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> (処分) 第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的のために使用する<u>場合に限り、基金の全部又は一部を処分できるものとする。</u>	(設置) 第 1 条 <u>保険給付費等の増こうにより財源が著しく不足する場合及び翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、橋本市国民健康保険事業基金(以下「基金」という。)を設置する。</u> (処分) 第 6 条 市長は、<u>保険給付費等の増こうにより財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるため、基金の全部又は一部を処分できるものとする。</u>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。